

杉原宗伊自筆『百首和歌詠草』について

小 池 一 行

はじめに

宮内庁書陵部に、洞院実熙編『行類抄』の「改元定」に関する一卷が所蔵されている。この一卷には、巻末に次のような書写奥書が付されている。

延徳元年九月十五日自「禁裏被借下之、同廿日終書写之」功、更不可許外見者也、可秘々々

権大納言正三位兼行侍從藤原朝臣卅五才(花押)(実隆)
(朱書) 同日校合招帥広光卿
詔合直付了、凡不審事追而可勘付也」

この奥書に対応する記事が三条西実隆の日記『実隆公記』の延徳元年(一四八九)八月二十三日、九月十五日、同十六日、同十八日、同二十日の各条にもみえる。上記の奥書やこの日記の記事により、『行類抄』の「改元定」に関する一本が禁裏に伝えられていることを知った実隆が、禁裏より拝借書写した一卷であることが知られる。したがって当本

は、このように伝来経路や書写年次が明確な点で、『行類抄』の「改元定」の本文としても貴重であり、歴史資料として第一等のものであるといえよう。

さて、この『行類抄』一卷は上記のほか今一つの特色をもっている。それは、実隆が禁裏本を拝借書写するにあたって、その料紙として、彼の手元にあった反古紙類を継合わせて一卷とし、それを翻転して用いたことによるものである。すなわち『行類抄』の裏面には次のような文書が収められている。裏文書の巻頭(『行類抄』本文の巻末にあたる)より順次使用された反古文書をあげると次のようになる。

- 1 実隆発句二句 折紙一紙
- 2 実隆詠草五首 懐紙二紙
- 3 姉小路基綱消息 堅文二紙
- 4 実隆消息案文明十七年
基綱宛 堅文一紙
- 5 実隆詠草文明十二年
折紙二紙
- 6 実隆百首和歌詠草文明六年秋
飛鳥井雅康点 懐紙一九紙

7 宗伊自筆百首和歌詠草 実隆袖書識語 懷紙一四紙

これらはいずれもそれぞれの自筆のものであり、文明期の実隆周辺の文化活動を窺う上での貴重な資料である。たとえば、靈元天皇が実隆の家集『再昌草』を筆写された際に、「附録五十首已下抄」の中に上記の2・3・4・5を本巻より採録されている（書陵部本『再昌草』特・一）。

さて、本小稿では、この『行類抄』の裏文書の7に示した、『宗伊自筆百首和歌詠草』^(註1)をとりあげて、その全文を紹介するとともに、その詠作時期の検討および、当百首和歌に袖書を付している三条西実隆と宗伊との関係についても若干の検討を行うこととしたい。

一

まず最初に、宗伊自筆の百首和歌詠草の全文を翻刻紹介しておくこととする。この『宗伊自筆百首和歌詠草』（以下、『宗伊百首』と称す）を含む七種の文書類は、前述したように、『行類抄』を筆写するための料紙として用いられたものである。現在書陵部においても『行類抄改元定』一卷（四一五・二八四）を本書名として整理保管している。以下に本書の書誌的な概要を記すこととする。

現在用いられている表紙は、鉄色の絹布表紙で、鳥の子の小短冊に「行類抄」と書き題簽としている。この表紙は書陵部において後補されたものである。なお、この表紙の後補とあわせて、装丁も折帖から卷子

本に改められている。そのことは、現在の表紙に続けて残されている原表紙や本文料紙に残っている等間隔の折り跡から窺い知ることが出来る。原表紙は丁字引鳥の子紙（竪三〇・七糎×横一五・二糎）に、題簽を貼らずに左上に「改元行類抄」と書き外題としている。本文料紙は前述したように懷紙（竪三〇・六×横五一・八糎）である。『行類抄』本文の墨付枚数は四二紙。『宗伊百首』は『行類抄』の本文第一紙より第一五紙（ただし、第一紙は『宗伊百首』の遊紙で裏白紙）目までの裏に奥から端の順序で書かれている。一紙二、三行詰、部立名一字下げ、題二字下げ、和歌上下句分けの二行書きである。

今回の翻刻にあたり、1〜100番までの一連番号を各歌の頭部に付した。使用漢字は当用漢字のあるものは当用漢字に改め、他は旧字を用いた。上下句の間を一画あけて示し、上下句分けの二行書きとはしなかった。なお、紙継ぎ箇所を①で示した。

杉原伊賀入道詠也、予可合点之由、所望「困拜、此内褒美之哥五十首、別書出之遣了、」仍此一巻留置者也

詠百首和歌

沙弥宗伊

春二十首

年内立春

1 関こえて又くる春に相坂や としのこなたに霞み初らむ

山霞

2 かけたかき大内山のかすむより 四方の御空も春や立らん

春雪

3 日影さすたかねの雪はむら消て 朝きりふかし春の山もと

朝鶯

4 うくひすのねくら出てそ百鳥の さえつる声も色をそへける

沢若菜

5 かきくらしふる野の沢に誰かまつ 雪うちはらひわかなつむらむ」④

余寒

6 又こほる河へをみればさかさまに 年もゆくかとさむき春哉

梅薫風

7 梅の花けさふくかせにかつさきて とくちる物にはほひ也けり

行路柳

8 青柳のこあうちそへてしるしらす うたふちまたにはる風そ吹

春雨

9 打なひき木のめ春さめ晴やらて 野へのみとりも色そゝひ行

若草

10 春日なる飛火の野への下もえに わか草山の春もみえけり

春月

11 花鳥の色音もよしやふかき夜の あはれかすめる春の月かけ

帰雁

12 あまつかりこしのしら山いく春か おほくの年のゆきかへるらむ

初花

13 をかしとそ誰もみるらんかた枝より」⑤ ほゝえみそむる花のにはひを

見花

14 春のこぬ所なしとはみよし野の 花を見さりし人やいひけん

翫花

15 花はまつむかふ心に老をわすれ 老はかさしにかくる成けり

惜花

16 それも又したはさらめや一年の 春に暮ゆく花をみるとも

落花

17 花そうきちるをゝしまぬ山風に いつの春より匂ひ初けむ

籬款冬

18 つまこめて八重さきにはへ山吹の 花いろ衣はるのまかきに

松上藤

19 松の葉も水のみとりも藤波の ひとつ色なる春の池かな

暮春

20 花はゝや目もみぬ風にちりはてゝ かくこそあれと暮る春哉」③

夏十首

首夏

21 まとろまでみえつる花の春の夢 さむるうつゝに夏はきにけり

待郭公

22 卯の花の花さく宿はまたすとも たゝなのるへきほとゝきす哉

聞郭公

23 しひ音の後そきゝつるほとゝきす 老のねさめのよな／＼のこゑ

早苗

24 なか雨のふるのを山田をやみなく 衣手ぬれてとるさなへかな

溪五月雨

25 山はあさく成とやいはん谷水の たゝへてふかきさみたれの比

夏草

26 夏の野に草かるをのこ道をなみ わくれは露のくたけてそ行

夏月

27 うちをかぬあふきならねと手にならす 岩まの水の月そ涼しき」④

水辺螢

28 山水の中に打いてゝ石の火の ひかりもけたす行ほたる哉

夕立

29 露そけに秋にまされる宮き野の 木のした道のゆふ立の跡

六月祓

30 みそきする袖にそむかふけふ暮て あすかの川の秋のはつかせ

秋二十首

早秋

31 秋きぬとつくるあらしをきけは又 西より向ふ山のはの月

乞巧奠

32 あまの河はしのひかりの清ければ 影みる水にあふ瀬をそしる

萩風

33 伊せしまやあまの浜屋にいかゝきく 庭たにあらきおきの上風

萩露

34 ふる里のもとあらの萩はうへをきし 誰をまちてか露けかるらむ

秋夕」⑤

35 風のをと鐘のひゝきにうちそへて ものゝみかなし秋の夕くれ

初雁

36 かりそくるたか玉章はしらねとも 雲のうはかき／＼つらねつゝ

秋田

37 もるいねの花こゝろせよいまも又 山さくら田に秋かせそふく

夜鹿

38 お花ちる入野のをしか夜やさむき 我手枕もあき風そ吹

曉虫

39 きり／＼すらむる夜はの夢覚て まくらにあまるよもきふの露

山月

40 空にたつ塵吹はらふ山かに 月のふもと影そさやけき

湖月

41 しかの浦や月をみるめの夜とゝもに こゝろをかくる秋のさゝなみ

野月

42 かりねする野原の露にやとりきて」⑥ 草のまくらをむすふ月かな

渡月

43 玉はやすむこのわたりの秋かせに 月の光をみかくなみかな

庭月

44 人もなき庭のやり水秋ふけて 岩間の月そもり明しける

関霧

45 又こゆるかすみのせきちはてやなき 秋きりわくるむさし野の原

聞擣衣

46 秋のかせあさちか霜もうちそへて きぬたをいそく声そさむけき

重陽宴

47 雲の上に星のかす／＼なかるゝや けふめぐりくる菊のさか月

杜紅葉

48 もみち葉の色もそひけり君かさす 御笠のもりて照す月かけ

河紅葉

49 なきさなる木のはみたれて天の川　とわたる舟を秋をくくれる

九月尽^⑦

50 西こそと吹そめし風のけふは又　秋をつくしにかへるこゑかな

冬十首

初冬時雨

51 しくれゆく八雲を秋のへたてにて　神かきとをく冬はきにけり

寒草

52 しけき野とみしは程なくをく霜の　むすふはかりになる草葉哉

落葉

53 梅の花菊もにはひし衣手に　落葉たきかふる冬はきにけり

冬月

54 さゆる夜は月のうちよりこほればや　うつれる水に影のくたくる

浅雪

55 くちのこる木葉のうへにふる雪の　むら／＼さむきけさの庭かな

深雪

56 こほり行滝のひゝきはうつもれて　さなから雪のあらふ山かな

池水

57 夜をかさね池のこほりは朝ことに^⑧　ますみのかゝみみかく影哉

豊明節会

58 おりかへす天の羽衣霜ふかし　そゝやふけゆく雲の上の月

千鳥

59 浪こゆる夕しほかせの吹上に　たつや千とりの空にくもれる

歳暮

60 年はなをうき身にのみやつもりゆく　いたゞく雪は誰をわかねと

恋二十首

寄月恋

61 恋しさもなくさむやとてなかむれば　おもかけつらく深る月かな

寄雲恋

62 消わひぬ峰のしら雲よそながら　見てもやむへき心ならねは

寄雨恋

63 暮しかね明しそわふるはるのあめ　秋のしくれの晴ぬおもひに

寄風恋

64 波間なきこしのあら海袖かけて　さはくや人の心あひの風^⑨

寄煙恋

65 むせかへるけふりは空にみえずとも　胸のくるしきほとをしれかし

寄閑恋

66 出てぬる夜はたにあらは河口の　せきのあら垣間とをなりとも

寄滝恋

67 音なしのたきはよる／＼たまぐらの　上よりおちて身もくたけつゝ

寄原恋

68 みたれゆくしのふるはらの秋の露　誰ゆへならぬ袖をみせはや

寄橋恋

69 年へたる我身やうちの橋つくり　おもひわたれと人はかよはて

寄湊恋

70 我おもふ人にはつけよく袖の　みなとこき出るあまの釣舟

寄木恋

71 いつまてかあはぬなけ木をこりつみて　身をたき尽すおもひなるらむ

寄草恋^⑩

72 ちきりしそ猶かれまざる思ひ草 我下もえは霜もかゝらて

寄鳥恋

73 いつをさてたのむの雁の我かたに よるはむなしき音のみ鳴らむ

寄獣恋

74 秋山のふかき思ひを我もしか なくねにたては人やしらまし

寄虫恋

75 我身よりこかるとつけよ飛螢 おもふあまりの空にみたれば

寄玉恋

76 よもしらしぬる玉しゐのあくかれて かたしく袖の中に入とも

寄鏡恋

77 恋しさのますみの鏡かきくらし みれはおもてもなき涙かな

寄枕恋

78 まつ人のこゝろはとらて梶まくら ひとりうきねにしつむ床哉

寄衣恋

79 むらさきのねもみぬ中のさよ衣 なみたにすれる色もはつかし」^⑩

寄弓恋

80 名にしおはゝあたちのま弓つかの間も 手にとるほとゝ契ならはや

雑二十首

暁鶏

81 さもあらぬ百千の鳥もゆふ付の 八声まちてやねくら出らむ

夜燈

82 さめやすき老のねふりにいく度か かゝけてむかふ闇のともし火

嶺松

83 龜山のおのへの松や君か代の うこかぬ岩に根さし初けん

里竹

84 麻にましるよもきならねと里人の こゝろあるへき竹のうちかな

磯巖

85 暮わたるあまの磯屋は戸をとちて よせくる波の岩たゝく声

島鶴

86 空かけて波のこゆるはたつのある 松なりけりな奥つしま山

岡篠」^⑪

87 さゝわくる袖やぬれそふ妹とねて かへる夜ふかきをかへの露

江葦

88 難波江にかりて世わたる乱あしの 下根はふてふうき身かなしも

浦船

89 ゆふなみにたちかへる也うちはへて 舟つなきをく繩のうら人

杣山

90 さそふらしおろすいかたのいとはやも なかるゝみおの山川の水

岸苔

91 むすこけの緑もふかしきし陰の いさこさやかに水清くして

山家水

92 山水のふかき心に後の世を おもひすまして誰をくる覧

山家嵐

93 きゝわひぬ松のとほそにのかれても 峰のあらしの明暮のこゑ

田家雨

94 いく夜へぬかりほふり行秋の雨 もるや山田のいねかてにして」^⑫

旅行

95 旅の空ひま行駒はなつまねと 岩かさなれる峰そくるしき

旅宿

96 鐘ひゝくき夜の中山中空に 宮こを見つる夢そはかなき

旅泊

97 ならはすよかたしきわふるすかこもの とふの浦なみかゝるうきねは

海眺望

98 ゆく空は入日やかきりわたつみの 豊はた雲にかゝる舟人

寄社祝

99 神になをまかせてそみん君か代の 数にたねしる住吉の松

寄日祝

100 朝日なのひかりそたかき秋津洲に 神のうみをく数はあれとも

(三行分余白)^⑭

(一紙白紙)^⑮

二

以上が『行類抄』紙背『宗伊百首』の全文である。本章では、作者宗伊について少しくその経歴等についてみておくこととする。

宗伊(俗名杉原伊賀守賢盛)については、連歌七賢時代の一人としてその句風等について述べられている福井久蔵氏(『連歌の史的研究』上編 昭和五年 成美堂書店刊)をはじめとして、宗祇との関連からその出自等にもふれられている伊地知鉄男氏(『宗祇』昭和一八年 青梧堂刊)、中世和歌史上での位置づけをされている井上宗雄氏(『中世歌壇史

の研究』室町前期 昭和三六年 風間書房刊)、連歌史上での検討および位置づけをされている木藤才蔵氏(『連歌史論考』上下 昭和四六・四八年 明治書院刊)、関係資料を年表にまとめられている石村雅子氏(『和歌連歌の研究』昭和五〇年 武蔵野書院刊)等の先学諸氏によるすぐれた業績がある。また、『俳諧大辞典』の「宗伊」の項(伊地知氏執筆)や、『大日本史料』第八編之十七の宗伊関係資料等は、宗伊の横顔を知る上での好個のものである。上記諸氏の業績を参考にさせていただきながら、以下に宗伊の生涯の大略をみておくこととしたい。

宗伊の没年は、『大乘院寺社雑事記』の文明十七年(一四八五)十二月十七日の条に「(前略)杉原伊賀入道去月廿八日入滅」とあり、年令は、『補庵京華新集』に収められている横川景三の宗伊像讃「杉原伊賀太守秀三伊公大居士像」に「春秋六十八暮令」とある。この二資料より逆算して宗伊の誕生は、応永二十五年(一四一八)と考えられる。^(註2)家系は『尊卑分脈』(国史大系本第四編)桓武平氏の「杉原」に、一満盛(兵庫允)―賢盛(伊賀守、歌人、法名宗伊)―長恒(安木守)―孝盛(伊賀守)とみえる。しかし、井上氏が既に述べていられるように、宗伊は満盛の養子であり、^(註3)長恒は宗伊の弟である、と考えられる。父満盛は備後国杉原の出で、室町幕府(義教)の御番衆の一人であった。^(註4)宗伊も父同様に御番衆の一人であったことが、前掲の横川景三の讃にみえる。以下、宗伊の活躍のあとを年譜形式でみてゆくこととする。なお、以後の論証との関係上、三条西実隆と宗伊の交渉のあとと実隆の日記

『実隆公記』を中心にして示しておくこととする。

嘉吉二年（一四四二） 四月十日藤原盛隆の父の一回忌追善廿八品和歌を正徹らと詠ず。^{（註5）} 二五才。

文安三年（一四四六） 正月廿日畠山修理大夫入道賢良邸月次会始、同

廿三日一色左京大夫教信邸月次会始に参加。^{（註6）} 二九才。

文安五年（一四四八） 十一月十二日山何百韻に同座か。^{（註7）} 三一才。

宝徳三年（一四五二） 三月廿九日一条兼良邸三代集作者百韻、八月十

五日一条教房邸以呂波百韻に参加。この年父杉原満盛（法名浄信）

没。三四才。

享徳元年（一四五二） 三月十二日宝徳千句開始、第二何船の発句を詠

ず。四月十九日何路百韻に参加。三五才。

享徳二年（一四五三） 八月十一日小鴨千句開始、第二何船の発句を詠

ず。三六才。

康正元年（一四五五） 閏四月廿五日実隆誕生。三八才。

寛正元年（一四六〇） 正月十九日室町殿連歌始参加。四三才。

寛正三年（一四六二） 正月廿五日何人百韻、二月廿七日何人百韻に参

加。五月七月『奥儀抄』を書写する。四五才。

寛正六年（一四六五） 正月十九日室町殿連歌始の執筆を勤む。三月四

日將軍花頂山花見連歌、同六日大原野花見連歌、十二月十四日何船

百韻等に参加。四八才。

文正元年（一四六六） 正月十八日何人連歌参加。五月十三日慶雲院の御

卵塔等の作事を評す。^{（註8）} 四九才。

応仁元年（一四六七） 五月応仁の乱起る。十一月義政当座歌会参加。

五〇才。

応仁二年（一四六八） 正月廿八日室町殿連歌始山何百韻、五月七日当

座和歌会（後花園院勅点あり）参加。五一才。

文明三年（一四七一） 八月連歌宗匠能阿長谷寺にて没す。以後賢盛

（宗伊）宗匠職を嗣ぐ。^{（註9）} この時以前、公方家御会何木百韻あり参

加。五四才。

文明四年（一四七二） 五月廿八日飛鳥井雅康邸、玉津島社法楽当座歌

会に参加。五五才。

文明五年（一四七三） 十一月七日按察使親長卿家歌合、実隆（一九

才）も参加。十二月十九日足利義尚（九才）將軍になる。この年

頃、前妻宗因（小槻晴富の妻の姉）没す。^{（註10）} 五六才。

文明六年（一四七四） 正月六日飛鳥井雅康邸会始に参加。七月廿四日

御庭普請に室町殿の奉行として参勤。^{（註11）} この年より『実隆公記』始ま

る。実隆二〇才。賢盛五七才。

文明七年（一四七五） 正月六日飛鳥井雅康邸会始、実隆も参加。十二

月廿六日実隆を訪ねる。五八才。

文明八年（一四七六） 正月廿八日室町殿連歌始、四月廿三日何船百韻

参加。五月以前宗祇『竹林抄』編集、賢盛句入る。^{（註12）} 八月五日実隆を

訪ね、三日室町殿近火見舞の礼を述べ、清談す。九月十一日御学問

所の御庭普請の奉行を勤む。早歌行なわれ、後土御門天皇の御発句に脇を付す。^(註13) 五九才。

文明九年（一四七七） 閏正月十日実隆を訪ね参賀す。七月廿九日着衣なく出仕出来ず。^(註14) 八月廿二日実隆・賢盛等、武家短冊を詠進す。六〇才。

文明十年（一四七八） 正月六日実隆を参賀す、実隆不在。文明九年、十年、十二年の九月九日よりの義尚着到百首あり、参加か。六一才。

文明十一年（一四七九） 四月廿六日義政の崇徳院法楽百首参加。秋頃、後妻没す、雅親との贈答歌あり。^(註15) 六二才。

文明十二年（一四八〇） 九月五日甘露寺親長邸、夢想連歌参加。同七日近衛政家から御台所への盆山料のまき請取の奉行を勤む。^(註16) この年出家する、法名宗伊。六三才。

文明十三年（一四八一） 十一月十五日義尚の三十番歌合参加、実隆も参加。六四才。

文明十四年（一四八二） 二月二日何人百韻参加。同五日摂津湯山で何路百韻を宗祇と両吟す（この頃「連歌式目三十五ヶ条」制定か）。

三月廿日長谷の通興坊の何人百韻、五月十二日義尚歌会（実隆も）、六月十日將軍家歌合（実隆も）に参加。六月廿二日後土御門天皇独吟源氏詞連歌に合点を付す。閏七月廿六日將軍家歌合（実隆も）、八月十一日將軍家千首（実隆も）等に参加。六五才。

文明十五年（一四八三） 正月四日実隆を参賀す。同十三日詩歌合（宗

伊和歌、実隆詩）。同十四日父三十三回忌の法華廿八品歌を詠ず。^(註18) 同

廿一日甘露寺親長邸月次会（実隆も）に参加。二月一日義尚打聞開始、宗伊武家として唯一人撰衆に加わる。同十九日法楽何木百韻、

三月二日本能寺、何路百韻（宗伊発句）に参加。七月十二日実隆

ら義尚の打聞の撰衆に加わる。同十六日打聞参仕の後、室町殿廿首続歌あり、宗伊・実隆等、参加。同十八日実隆室町殿参仕、姉小路基綱が二百余首までに撰じた宗伊の歌を更に九十余首までに清撰する。九月二日室町殿著到百首始まる、実隆・宗伊等参加。同廿一日

実隆、宮御方（勝仁親王、後の後柏原天皇）の月次連歌会の頭役を勤む。前日宗伊にその発句を所望す。十月十二日將軍義尚著到百首終功す。十一月五日実隆、姉小路基綱と宗伊に各々の著到百首詠草を所望す。宗伊その次に自詠百首和歌に実隆の点を乞う。六六才。

文明十六年（一四八四） 三月十日室町殿夢想連歌（実隆も）、七月十六日室町殿千首（実隆も）に参加。九月二日橋本公夏勧進の品経歌を詠ず。この年夏か、室町殿十番歌合（実隆も）に参加。六七才。

文明十七年（一四八五） 二月廿五日細川千句始まる、第六何船の発句を勤む。三月廿七日内裏にて伊勢法楽連歌何路百韻あり、発句を勤む。四月十五日と十九日の両日にかけて、後土御門天皇・勝仁親王・実隆三吟連歌あり、同廿日宗伊同連歌の点を仰せらる。同廿二日夜、宗伊二十三句に点を付し実隆に届ける。五月二日実隆を訪ね

暫く雑談す。八月九日近習の事で東山殿（義政）の主意に違ふ。^{（註19）}十月十二日実隆、七月廿日と廿五日兩日の後土御門天皇との両吟百韻

に対する、宗伊の合点を進む。十一月廿八日宗伊没す。六八才。

宗伊の生涯の大略をみてきたわけであるが、これにより宗伊の連歌や和歌における活躍の一端や、幕府奉公衆としての一面も窺えるようである。ところでこの宗伊の主な活躍期である將軍義政・義尚の時代（東山時代）^{（註20）}は、河合正治氏によれば、室町幕府の政治や文化面に、宗伊が属している奉公衆勢力の抬頭が顕著になって来た時期に当たるといわれており、上掲のような宗伊の文化面での活躍も、河合氏のいわれる時代的背景に負う所が少なくなかったと思われる。しかし、宗伊が連歌の宗匠職を嗣ぎ、あるいは後土御門天皇の御前で御発句の脇を付け、また將軍義尚の打聞の撰衆に武家として唯一人加わる、などということは、宗伊個人の才能が非凡であったことを示すものであるといえよう。

三

本章では、略年譜の中でも若干触れておいた、宗伊と三条西実隆との関係について、みておくこととしたい。翻刻文の袖書識語にみえるように、宗伊と実隆は、百首和歌の点を乞い、乞はれる関係であり、その上実隆はその百首を自家に留置いてさえいるのである。

三条西実隆の誕生は、康正元年（一四五五）であり、時に宗伊（当時

は伊賀守賢盛）は三八才であった。この時以後、宗伊が没する文明十七年（一四八五）までの三十年間が兩人の共存する時期となる。しかし兩人の交渉がみられる最初のものは、年譜に示したように、文明五年（一四七三）十一月七日に甘露寺親長邸で行なわれた歌合である。時に実隆一九才、宗伊五六才であった。したがってこの文明五年から文明十七年までの十二、三年間が兩人の交渉がみられる期間と現在の時点では考えられる。ところで、宗伊と実隆との交渉が始まったと考える文明五年の翌、文明六年には実隆の日記『実隆公記』が始まるので、以下関連記事などを引用しながら、兩人の交渉のあとを少し具体的にみてゆくこととする。この約十年間に兩人が一緒に参加した、歌会・歌合等は十数度で数えられる。また宗伊が実隆邸を訪問することもしばしばあったようである。『実隆公記』によれば、文明七年十二月廿六日、同八年五月六日、同年閏正月十日、同十年正月六日、同十五年正月四日、同十七年五月二日などに関連記事がある。もっともその訪問の用向は、たとえば、文明八年五月六日の条に「晴、平賢盛来、去三日（三日の記事には次のようにある、今夜室町在家欲炎上、但則打□云々）火事之時遣人称礼者也、暫清談（以下略）」とあるので、幕府奉公衆としてその職務上からと思われる訪問が多いようであるが、上記の「暫清談」あるいは、文明十七年五月二日の条に「杉原伊賀入□□、^{（道来）}暫雑談」と実隆自身が記しているように、その間には個人的な交渉も窺えるようである。このような宗伊と実隆の兩者の交渉をより深くしたと考えられるものは、文明十五年（一

こと、打聞の最盛期にあたる文明十五、十六年が、結果的には宗伊の最晩年にあたること等を考え合せるとき、この打聞が宗伊の生涯に占める比重は大きいものであったと考えられよう。

さて、宗伊、実隆の二人のこの期間の交流についてみてみよう。実隆は、この打聞に関する記事を『実隆公記』およびその『別記』に計一四四ヶ所にもおよんで記している。それに「参室町」と見える、打聞参仕の日数は五七日間ある。また、宗伊は「不参」と実隆が記している五日間を除くほかは打聞開催日はほぼ全日程参仕していたと考えられる。^(註26)この間、義尚出題の続歌が催されたり、公武打交つての盃事が行なわれたりして、^(註26)関係者相互の親交が計られていたようである。たとえば、『実隆公記』文明十五年九月廿一日の条、

今日宮御方月次御連歌、予頭役^(也)□^(中略)入夜終百韵之功、各退出、時宜快然、一献等有共興、祝着々々、賦何路、

あすもふれ山のは青き秋の雨 実隆

霧まの木すゑそれとしもなし 宮御方

抑発句不得吟味之間、昨日於室町殿杉^(原)□伊賀入道宗伊参会次、平所望之處、興之、仍今日用此発句了、有興々々

は、参仕者相互の交流の一端を窺わせるものとして興味ある記事である。宗伊・実隆の二人にとっても注目される記事といえよう。なぜならば右には、宗伊の代作した発句によって実隆が月次連歌会の頭役としての面目を保つことが出来たからであり、連歌宗匠宗伊の実力が遺憾無く

發揮され、実隆もそれを改めて認識している様が感じられるためである。

次に示す記事は直接打聞の場には関係していないが、打聞に参仕しあう者同志ということを基底にした行為であると考えられるものである。

文明十五年十一月五日の条、

(前略)五十首中書一卷姉相公返送之、姉小路詠草著到百首^(子九)□所望、同送^(之)、宗伊入道著到和歌依予望詠草給之了、其次百首和歌可合点^(之)□□命送之、雖不思懸事先以預置^(之)者也(『実隆公記』)

右の記事によると、打聞に参仕している、姉小路基綱と宗伊の二人の名がみえる。まず基綱に関する記事は、基綱に見てもらうために預けてあった実隆の五十首の中書一卷が返送されたことと、実隆が所望していた基綱の著到百首の詠草が届けられたこと。宗伊に対する記事は、実隆が所望していた宗伊の著到和歌の詠草が届けられたこと、と同時に実隆の合点を乞う別の百首が届けられたことを示している。最初の実隆の中書の五十首は、義尚に命じられている(打聞参仕者各々に)打聞五十首と^(註27)考えられる。次の実隆が所望した基綱・宗伊の著到和歌は、この年の九月二日から十月十二日にかけて行なわれた室町殿(義尚)の著到百首をさすものと思われる。上記の宗伊・実隆・基綱に中院通秀を加えた四人の詠草は、『文明十五年將軍家百首』として『続群書類従』(第十四輯下)に所収されている。次の宗伊の百首については後で述べることとするが、宗伊が実隆に合点を乞うているということは、前述した、実隆が

宗伊に発句の代作を頼んだことと同様に、打聞を通して生じた両者の交流の深さを示すものといえるのではなからうか。

以上、宗伊と実隆を中心にした打聞に関する記事をみてみたわけであるが、そこには幕臣と廷臣という立場の相異や、年令の差を越えた交流がみられるようである。このことは、また宗伊・実隆の二人に限らず、この打聞に参仕した公武家十三名の間にも当然のことながら窺えるようである。義尚によって発議され、未完のままで終わった打聞ではあったが、当時の歌人達を考察する上からも等閑にすることの出来ない要素を多分にもっている事業であったことは否定しえない事実であるといえよう。^(註28)

四

今回翻刻紹介した『宗伊百首』の詠作時期について検討しておくこととする。この『宗伊百首』の詠作時期を考える上での諸条件を次に整理しておく。

- (1) 『行類抄』紙背の他の文書類との関係
 - (2) 点者実隆との関係
 - (3) 袖書識語との関係
 - (4) 『実隆公記』の記事との関係
- 等の点が考えられる。以下に少しく吟味を加えておく。

(1) 前掲したように、七種の文書の内三種は、4 実隆消息案文明十七年(3 基綱消息もこの年か)、5 実隆詠草二種文明十二、十七年、6 実隆百首詠草文明六年と年次が明記されている。実隆自身が成巻している点等を考慮すると、他の四種も上記の年次をあまり隔てない時期のものと考えられる。

(2) 実隆が点者としての位置を得た時期については伊藤敬氏の御指摘^(註29)があり、それによると、文明十五年、実隆二九才頃からと考えられるようである。

(3) 実隆が点者の位置を得た文明十五年頃には、実隆の識語等に「謙遜」の言葉が用いられている、と前掲書の中で伊藤氏は述べておられる。本識語中の「困拜」がそれにあたると考えられる。

(4) 前章の引用にみられるように、『実隆公記』の文明十五年十一月五日の条に、実隆が宗伊に百首の合点を依頼されている記事がある。この記事と『宗伊百首』の袖書識語とは、関連するように思われるので、以下に検討を加えておくこととする。

(i) (前略) 其次百首和歌可合点^(之)命送之、雖不思懸事先以預置^(之)者也(『実隆公記』)

(ii) 杉原伊賀入道詠也、予可合点之由、所望困拜、此内褒美之歌五十首、別書出之遣了、仍此一巻留置者也(『宗伊百首』袖書識語)

とあり、(i)(ii)に内容の類似が認められよう。さきにふれたように、点者実隆がその初期に用いたという謙遜のことばについても、(i)の「不思懸

事」は、連歌宗匠であり年長者の宗伊から合点依頼の百首が届けられた時点、(ロ)の「所望困拜」は、先達の和歌に実際に点を施した時点と、各々の時点における実隆の感慨を記したものと考えると、両記事の脈絡は一層明確に理解されよう。したがって現在までに、管見に入った限りでは、この『実隆公記』に云う百首に比定しうる宗伊の百首は、今回紹介した『宗伊百首』の他には見出せなかった。おそらく上述の諸点から、『実隆公記』の文明十五年十一月五日の記事中の「百首」は、今回紹介の『宗伊百首』をさすものと考えられるのではなからうか。

次に、この『宗伊百首』に対する実隆の評価についてみておくこととする。前述したように実隆は、『宗伊百首』の半数にあたる五十首の和歌を、良としているのである。では、当時の実隆以外の歌人達の宗伊の和歌に対する評価はどうであったのであろうか。現存する宗伊の和歌の内、管見に入った文明期の作品についてみると、

①文明五年十一月七日『按察使親長卿家歌合』^(註30) 一条兼良判、十首中勝

二、持七、負一、

②文明十三年十一月廿日『三十番歌合』衆議判、榮雅書、三首中勝一、

持二、

③文明十四年六月十日『將軍家歌合』飛鳥井宋世(雅康)判、十首中勝

六、持四、

④文明十四年閏七月『將軍家歌合』飛鳥井榮雅判、一首勝、

⑤文明十四年八月十一日『將軍家千首』飛鳥井榮雅点、二十首中八首点

(作者五十人中第四位)、

⑥文明十五年正月十三日『詩歌合』衆議判、三首は、「よろしく侍り」、

「風躰よろしく侍り」、「ことなる難なし」と評されている、

⑦文明十六、七年頃『地下歌合』正広判、三首中勝二(内一首は合点)、

持一、

等とある。文明五年五八才の親長邸の歌合以降晩年までの宗伊の評価はほぼ定まっていたようである。実隆の評価もこれら一連の評価に従うものとして扱うことが出来るようである。ただ百首中五十首の点、という数量の多さは、文明十五年時点での実隆自身の和歌に対する傾向も考慮する必要があろう。この期の実隆の和歌について、伊藤敬氏^(註31)は「歌を詠じようとする場合、心よりも詞や趣向に意を用いたこと、古歌・本歌(特に万葉)を錦のつづれの如く織り込もうとした点が気づかせられる」と指摘されている。『宗伊百首』中の宗伊の和歌にも、上記の実隆の和歌がもつと同様の傾向がみられるのではないかと思われる。今回は、このような内容面の検討には及ばなかったが、このことについては、前掲した現存する宗伊の他の作品等をも含めて改めて検討を加えたいと考えている。

おわりに

書陵部所蔵『行類抄』紙背の『宗伊百首』を紹介した。この『宗伊百

首』については、現時点までのまとめとして、次のように考えておくこととする。

『宗伊百首』は、文明十五年十一月五日以前に、『宝治百首』の題を用いて既に詠まれていた。十一月五日、たまたま実隆から所望されていた十月十二日終功の著到百首を送付するついでに、実隆の合点を所望し本百首を届けた。実隆は十一月五日（あまり隔てない時期か）以降に、『褒美之五十首』を別に書抜いて宗伊へ遣し、『宗伊百首』一卷は、自分の百首詠草^{（註32）}一卷などとともに手元に留置いた。六年後、禁裏所蔵の『行類抄』一卷を借用書写するに際し、その料紙としてこの百首二巻の紙背をあて、不足分は前掲1～5の文書類を貼継いで補い書写を完了した。

さて、このようにみてくると、その内には実隆の宗伊に対する気持の一端が窺えるようである。すなわち、『宗伊百首』の端に小さく識語を書き加えただけで、百首そのものには合点などを書き入れていない点、或は、貴重な資料書写の料紙として用いている点などは、実隆が本百首を大切に扱っていたことを物語るものと考えられよう。このような、宗伊と実隆との交渉についても注目する必要があると考える。

また、宗伊自身についていえば、その晩年は、相つぐ妻の死や、前將軍義政の不興をかう等のことから不運であったと見られているようである^{（註33）}。しかし、連歌や和歌などの文化面についてみると、再三にわたる後土御門天皇の連歌への合点進上（実隆の仲介による）や、將軍義尚の和歌打聞への参仕等と、彼の生涯を通してみても最もその活躍が顕著な一

時期と考えられる。宗伊は、室町幕府御番衆の一人として、自分の生来の文芸的な才能をもって充分な奉公をした武人であったといえよう。

註(1) 昭和三十六年刊行の井上宗雄氏『中世歌壇史の研究』室町前期に、巻頭図版として本百首の巻頭部分の写真が掲載されて、本百首の存在が紹介された。しかし、内容などについての詳しい言及はなされていないので今回その全文を紹介することとした。

(2) 宗伊の没年に疑問を呈する斎藤義光氏の「連歌七賢時代についての覚え書」(『国語と国文学』昭和三十五年三月)がある。

(3) 井上氏前掲二八九頁参照。長恒と兄弟のことは、『後法興院記』文明十二年二月二十日の条にみえる。

(4) 伊地知鉄男氏『宗祇二八九頁参照。『永享以来御番帳』・『文安年中御番帳』(『群書類従』第十八)の三番に、杉原兵庫助とみえる。また、『康正二年造内裏段銭并国役引付』(『群書類従』第十八)に、一族の杉原左京亮の割注に「備後国杉原本庄段銭」とみえる。

(5) 以下、和歌関係の記述は、井上氏の前掲書によった。詳しくは同書の二六二・一八一・一八二・一九七・二〇〇・二二一・二六二・二六四・二六七・二七四・二八〇・二八四・二八五・二八七・二八八・二九〇・二九四・二九五・三三四・三三八・三七七・三九一頁を参照されたい。

(6) 石村氏『和歌連歌の研究』二八〇頁参照。

(7) 以下、連歌関係の記述は、木藤氏の『連歌史論考』下の「連歌史年表」によった。同書八九四～九一四頁を参照されたい。

(8) 木藤氏前掲四二八頁参照。『蔭涼軒日録』。

(9) 伊地知氏前掲三三九頁、木藤氏前掲四二九頁参照。

(10) 伊地知氏前掲一九七頁、『晴富宿禰記』参照。

(11) 木藤氏前掲四二八頁、『言国卿記』参照。

(12) 『大乘院寺社雑事記』、『続群書類従』巻四七一。付句二〇九句、発句二五句入集。

(13) 『長興宿禰記』、『大乘院寺社雑事記』。

- (14) 『大乘院寺社雜事記』。
- (15) 『私家集大成』 中世IV「15雅親Ⅲ」一二六九番・一二七〇番。
- (16) 木藤氏前掲四二八頁、『後法興院記』参照。
- (17) 伊地知氏前掲一九七頁参照。
- (18) 大東忠記念文庫所蔵本。井上氏前掲二八九頁参照。
- (19) 『大乘院寺社雜事記』。
- (20) 河合正治氏『中世武家社会の研究』 昭和四八年 吉川弘文館刊、第六章の三参照。
- (21) 『実隆公記』 文明十六年九月十一日の条・同十八日の条等。
- (22) 『実隆公記』・『同上別記』・『十輪院内府記』・『親長卿記』・『打聞記』等に各人が撰歌したと記している作品名による。
- (23) 同記文明十七年二月十八日条。『十輪院内府記』 同日条。
- (24) 『実隆公記』 延徳三年九月廿五日、同廿七日の条に、榮雅（雅親）を中心にして打聞を再興しようと宗祇・実隆らが相談するが実行には移されなかった。金子金治郎氏『連歌師兼載伝考』 昭和三五年 桜楓社刊、第七章参照。
- (25) 『実隆公記』 の文明十六年八月九月冬紙背文書に、年次不明七月廿五日付の宗伊から実隆の家人林五郎左衛門尉に宛た手紙がある。その記事に「拙者霍乱・中風氣等老悩非一候間、此十余日不出仕申候、云々」とある。『実隆公記』の「宗伊不参」の他にこの手紙も打聞不参を意味しているとも考えられる。
- (26) 『実隆公記』 文明十五年七月十二日、同十六日、同十八日、同廿三日、八月六日、同廿八日、十一月十九日、文明十六年九月十五日、同十八日、十月廿二日、同廿八日、十一月二日等の条。
- (27) 『実隆公記』 文明十五年七月廿七日条、同十月一日、十一月三日、四日、五日、九日に関連記事あり。なお『後法興院記』 文明十五年五月十三日、文明十七年六月廿一日、同七月九日や、『十輪院内府記』 文明十五年五月十三日、文明十七年六月十九日、同七月廿七日、八月一日、同三日にも打聞五十首に関する記事が見られる。
- (28) 岩橋小弥太氏『足利義尚の和歌撰集』（『歴史と地理』 大正十五年二月と四

月）参照。

- (29) 『国語国文研究』 昭和三七年六月「三条西実隆と和歌その一」、『国語国文研究』 昭和四一年九月「三条西実隆と和歌その三」参照。
- (30) 以下に使用の資料を一括して示しておく。①『群書類従』 卷二〇九 ②『統群書類従』 卷四一 ③『群書類従』 卷二二 ④『群書類従』 卷二二 ⑤書陵部本五〇一・八九七 ⑥『群書類従』 卷二五 ⑦『群書類従』 卷二四
- (31) 『国語国文研究』 昭和四一年九月「三条西実隆と和歌その三」 八一頁参照。
- (32) 前掲6に示した文明六年実隆二〇歳の時の百首詠草で、飛鳥井雅康に点を請うたものである。実隆の初期の作品の一つで、彼にとっても記念すべき百首であったと考えられる。また『宗伊百首』も、連歌宗匠であり、和歌においても先達であった宗伊が、若い実隆に合点を乞うてきたという点で、やはりこれも実隆にとっては記念さるべきものといえよう。上記の事柄からこの両百首巻に対しては、他の文書類等を扱う時とは異なった配慮があったのではないかと思われるのである。現存する『実隆公記』にみるように、実隆は自分の手元にある書状類や反古を片端から翻転して日記等の料紙として用いているのであるが、この両百首二巻については、自詠百首は十六年、『宗伊百首』は六年もの間、手をつけていないことなども、実隆の配慮を感じさせる点である。
- (33) 伊地知氏前掲二三九頁参照。なお、宗伊が、東山殿義政の不興をかう件は、単に宗伊個人の問題とするよりも、むしろ当時（文明十五、六年頃）の室町幕府における、東山殿義政・奉行衆と室町殿義尚・御番衆との間の政治的な確執にかかわる一事例として扱うべき問題を多く含んでいると考えられる。すなわち、義政からの不興を即座に宗伊個人の不遇と短絡することだけでは解決しえない点があるようである。前掲河合正治氏著書参照。